

篠山口駅西公営駐車場指定管理者募集要項

丹波篠山市では、篠山口駅西公営駐車場（以下「駐車場」という。）の管理業務を、効果的かつ効率的に行うため、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例35号）及び篠山口駅西公営駐車場条例（平成11年篠山市条例第185号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的及び管理運営方針

駐車場は、篠山口駅等を利用する自動車の駐車の利用を図るための施設であり、適正で効率的な管理運営を行うことを基本的な運営方針とします。

2 施設の概要

- (1) 施設名 篠山口駅西公営駐車場
- (2) 所在地 丹波篠山市大沢二丁目14番地4
- (3) 設置年月 平成10年3月（駐車場機器一部更新平成22年3月）
- (4) 敷地面積 5,379㎡
- (5) 形式 平地自走式
- (6) 営業時間 年中無休24時間営業
- (7) 施設の利用状況・運営実績等 別紙（参考資料1、2）のとおり。

3 指定管理者が行う業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務の範囲については、下記のとおりとします。詳細については、別紙業務仕様書を確認してください。

(1) 施設の利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務

- ア 受付業務については、週の内土曜日、日曜日を含む5日以上、かつ午前9時から午後5時まで行い、必ず対応できる体制をとってください。
- イ 施設の利用上、消防署・警察署等関係官公署との調整が必要な場合は、利用者に対し必要な指導、助言を行ってください。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

指定管理者は、施設の維持管理として次の業務を行ないます。

- ・施設、設備の保守点検及び修繕に関すること
- ・敷地内の清掃等環境整備に関すること
- ・災害又は緊急時の対応に関すること

(3) 施設の運営

指定管理者は、施設の運営として次の業務を行ないます。

- ・利用料金の徴収、経理に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること
- ・利用者に対する施設利用の指導

- ・苦情処理に関すること
- ・施設内の盗難防止等防犯に関すること
- ・その他市からの指示事項に関すること

(4) 利用の促進

指定管理者は、施設の広報及び募集案内等利用促進に関する業務を行ないます。

(5) その他

指定管理者は、上記のほか、別紙業務仕様書のとおり業務を行ないます。

4 管理に要する経費

(1) 利用料金

施設使用に係る利用料金は、指定管理者の収入とし、管理に要する経費に充てる
ことができます。

(2) 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得た上
で定める額とします。(消費税を含む。)

一時駐車 24時間までごとに 500円以内

定期駐車 1月あたり 5,000円以内

※参考：一時駐車

平成21年 3月31日まで 24時間までごとに 500円

平成21年 4月 1日から 24時間までごとに 400円

平成26年 4月15日から 24時間までごとに 300円

令和 元年11月 6日から 24時間までごとに 330円

令和 2年 7月21日から 24時間までごとに 300円

定期駐車

平成21年 3月31日まで 1月あたり 4,000円

平成21年 4月 1日から 1月あたり 3,500円

平成26年 4月 1日から 1月あたり 3,600円

令和 元年10月 1日から 1月あたり 3,666円

令和 4年 4月 1日から 1月あたり 3,500円

5 市への納付額の提案

(1) 事業計画書において市へ還付する金額として提案のあった金額を参考に、市と指
定管理者が協定した金額については、協定に定める時期、方法により市へ還付する
ものとします。

(2) 市への納付額の算定に当たっては、利用料金収入見込額から人件費、事務所経費、
委託費、維持修繕費など管理に要する経費を控除した額を算定して提案してくださ
い。提案いただくのは、利用料金収入見込額、管理に要する経費、市への納付額の
三点です。

なお、市への納付額は、2,000,000円以上を提案してください。

また、利用料金収入実績額から管理に要した経費を控除した収支差額が、各年度において協定で定めた還付額を上回った場合、その額の市への還付額の加算割合は、50%を基本として提案してください。

なお、収支差額が、協定した市への納付額を下回っても、協定に定める納付額を支払っていただきます。

6 関係法令の遵守

関係法令（地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）ほか行政関連法規、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、丹波篠山市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）、丹波篠山市情報公開条例（平成19年条例第28号）、丹波篠山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号）、同施行規則（平成16年規則第27号）、篠山口駅西公営駐車場条例（平成11年条例第185号）、同施行規則（平成17年規則第13号）、その他関係法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行わなければなりません。

7 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

指定は、令和8年9月市議会（予定）の議決を経て確定する。

8 利用料金制

有 「施設の使用料収入（以下「利用料金」という。）は、全て指定管理者の収入とする。」

9 管理運営に要する経費

利用料金等指定管理者の収入をもって管理運営業務に係る経費を賄うこととし、市からの指定管理料は支払わない。

10 指定管理者と市との責任分担、リスク分担

項目		指定管理者	丹波篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	（案件により対応）

管理物件の 修繕・更新	1件10万円未満	○	
	1件10万円以上		○
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		（市への報告・応急対策）	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物 共済等）	機械ゲート式駐車場機器	○	
	その他		○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

1.1 申請者資格・条件

(1) 次の項目のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者。
- ② 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
- ③ 丹波篠山市から入札等に係る指名停止処分を受けている者。
- ④ 団体及び団体代表者が市税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納しているとき。

- ⑤ 丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者。
- ⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの。
- ⑦ 法人であって、その役員のうち⑤⑥のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が⑤から⑦までのいずれかに該当する者。
- ⑨ 指定管理候補者審査会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。
- ⑩ 丹波篠山市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受け、または放棄した者。

1.2 申請の手続き

(1) 申請書類等の配布

配布場所：丹波篠山市役所本庁舎2階 まちづくり部地域整備課

TEL 079-552-5025（直通）FAX 079-552-0619

担当者：中谷祐樹、田中聖也

配布期間：令和8年6月8日（月）から令和8年7月15日（水）

（土・日・祝日を除く）

午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 申請書類

申請時には、次の書類を各9部（正本1部、副本8部）提出してください。

	提出書類	備考
①	指定管理者指定申請書	様式1
②	定款若しくは寄付行為及び登記簿謄本又はこれらに準ずる書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと 法人のパンフレット等があれば添付のこと
③	過去3カ年間の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
④	令和3年度の事業計画書及び収支予算書	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
⑤	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	既存の資料又は任意の様式により提出のこと
⑥	前年の法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書	
⑦	事業計画書	様式2

⑧	経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類	様式3
⑨	運営に係る収支予算書	様式4

(3) 申請書の受付期間

令和8年6月15日(月)から令和8年7月15日(水)
(土・日・祝日を除く)
午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 申請書の提出先

丹波篠山市北新町41番地
丹波篠山市役所本庁舎2階 まちづくり部地域整備課 ※持参に限る

(5) 現地説明会

現地説明会は行いません。

(6) 質問の受付

まちづくり部地域整備課まで、文書又はファクシミリにより、令和8年6月8日(月)から令和8年7月8日(水)午後3時までをお願いします。
様式は、様式5「質問票」を使用してください。
質問については、令和8年7月13日(月)までにファクシミリ又はメールで回答します。

(7) 申請に関する留意事項

①接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員等本件関係者に対して、本件申請に関連しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

②申請内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類の虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④追加資料の提出等

市が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

⑤費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑥申請書類の著作権

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用することができるものとします。

⑧申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

また、丹波篠山市情報公開条例第7条に規定されるものを除き、すべて情報公開請求の対象となります。

⑨事業計画書作成にあたっての留意点

I 類似施設の運営実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。

II 業務の内容については「業務仕様書」を参照してください。

III 事業計画書に記載された内容について、提案内容どおりの実施を保証するものではありません。

1.3 選定方法、評価項目等

(1) 篠山口駅西公営駐車場指定管理候補者審査会（以下「審査会」という。）が、事業計画等申請内容についての個別審査を行う。審査会は、まちづくり部長及び外部委員4名を委員として構成することを予定する。

(2) 審査は、総合点を100点とし、審査項目ごとに配点した審査表により行う。

(3) 審査における基本的な評価方針及び審査項目は別表のとおりとする。

(4) 審査会は、各委員の審査表をとりまとめた総合点の各申請者の比較表、その他選定に必要な評価事項を記載した資料を基に、審査会の意見として指定管理候補者を評価する。

(5) 丹波篠山市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、審査会の評価を尊重し、指定管理者を選定する。委員会は、委員長に副市長、副委員長に教育長、その他委員として3名の部長級職員で構成する。

(6) 選定結果については、申請者に選定結果を通知するとともに、下記事項について公表する。

I 納付金額

II 審査基準の内容と配点

III 全申請者の項目ごとの得点

IV 申請者名

1.4 協定の締結及び協定案

(1) 協定書案は別紙のとおり

(2) 指定管理者の指定後であっても、次の事項に該当する場合は、市は協定を締結しないことができる。

① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

- ②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④申請資格を喪失したとき。

1.5 業務実施及び履行責任

(1) 事業計画書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。

(2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後30日以内に、篠山口駅西公営駐車場に関する事業報告書を作成し、市長に提出するものとします。

(3) 業務報告の聴取等

市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

1.6 今後のスケジュール

令和8年 7月～8月	指定管理候補者審査会
令和8年 8月	指定管理者選定委員会、選定結果の通知
令和8年 9月	議会の議決・指定の告示
令和8年12月	協定の締結

1.7 その他

(1) 指定の取消

市の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により篠山口駅西公営駐車場の管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消や業務の停止を命じることがあります。

(2) 疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

1.8 問い合わせ先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町4-1
丹波篠山市まちづくり部地域整備課 担当 中谷祐樹、田中聖也
電話 079-552-5025 FAX 079-552-0619
E-Mail chiikiseibi_div@city.sasayama.hyogo.jp

資料 1 篠山口駅西公営駐車場施設一覧

	施設	数量	メーカー	備考
機器	監視カメラ	1		
管理機器	駐車券発行機	1	アマノ	H22.3更新
	自動料金精算機	1	アマノ	H22.3更新
	カーゲート	2	アマノ	H22.3更新
	パーキャッチャー	2	アマノ	H22.3更新
	ループ式感知器(ループコイル含む)	2	アマノ	H22.3更新
	防犯プロテクター	1	アマノ	H22.3更新
	駐車券発行機、自動料金精算機パイプテント	2	アマノ	H22.3更新
	駐車場発行機、自動料金精算機蛍光灯	2	アマノ	H22.3更新
	出口注意灯	1	アマノ	H22.3更新
	入口表示灯(満車)	1	アマノ	H22.3更新
	非常電話	1		
障害者誘導標識	1			
消火ホース格納庫	1			
建物	休憩用建物吹き抜け式 幅6m50 奥行3m70	1		
屋外	外柵(フェンス) ガードレール 外灯(LED)	21m50 38m50 22		R8.2更新
駐車場スペース	156台 障害者スペース2台			

資料2 令和4年度～令和7年度 篠山口駅西公営駐車場利用状況

令和4年度	一時預かり	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		回数	1回	655	809	696	778	600	759	640	670	714	787	681	1,111
	金額(円)	300円	196,800	242,700	209,000	233,800	180,000	227,800	192,000	201,000	205,050	236,100	204,300	333,300	2,661,850
定期駐車	回数	1ヶ月	36	35	35	35	35	35	35	35	36	36	36	35	424
	金額(円)	3,500円	120,750	119,000	117,250	117,250	117,250	117,250	117,250	117,250	120,750	122,500	122,500	119,000	1,433,250
	その他(円)														2100
1ヶ月あたりの平均			一時預かり	742台	221,821円				定期利用	35台	119,438円				4,097,200

令和5年度	一時預かり	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		回数	1回	773	820	718	901	919	731	680	850	975	680	827	755
	金額(円)	300円	231,900	246,200	215,400	270,300	275,700	219,300	204,000	255,000	292,500	204,000	248,200	226,500	2,889,000
定期駐車	回数	1ヶ月	35	35	35	35	33	34	34	34	32	30	31	31	399
	金額(円)	3,500円	122,500	122,500	122,500	122,500	112,000	112,000	112,000	112,000	108,500	105,000	108,500	108,500	1,368,500
	その他(円)														
1ヶ月あたりの平均			一時預かり	802台	240,750円				定期利用	33台	114,042円				4,257,500

令和6年度	一時預かり	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		回数	1回	697	913	714	695	832	837	732	973	569	951	632	694
	金額(円)	300円	209,100	273,900	214,200	208,500	249,600	251,100	219,600	291,900	170,700	285,300	189,600	208,200	2,771,700
定期駐車	回数	1ヶ月	38	37	37	36	36	37	38	39	40	39	39	38	454
	金額(円)	3,500円	131,250	127,750	127,750	124,250	124,250	127,750	133,000	136,500	140,000	136,500	136,500	131,250	1,576,750
	その他(円)														4000
1ヶ月あたりの平均			一時預かり	770台	230,975円				定期利用	38台	131,396円				4,352,450

令和7年度	一時預かり	料金	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		回数	1回	664	967	695	750	961	813	995	837	667	1,101	646	649
	金額(円)	300円	199,200	290,100	208,500	225,000	288,300	243,900	298,500	251,100	200,100	330,300	193,800	194,700	2,923,500
定期駐車	回数	1ヶ月	35	32	32	32	31	33	32	33	42	41	40	39	422
	金額(円)	3,500円	124,250	110,250	110,250	110,250	108,500	115,500	113,750	117,250	143,500	140,000	136,500	133,000	1,463,000
	その他(円)														4500
1ヶ月あたりの平均			一時預かり	812台	243,625円				定期利用	35台	121,917円				4,391,000

注:定期駐車台数は、申し込み時の延べ台数。

(例)5月に1名が、5、6、7月分の3カ月分の駐車場使用申請をした。⇒5月分の定期駐車台数を3台としています。

1 目的

この業務仕様書は、篠山口駅西公営駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めるものとする。

2 駐車場の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、駐車場を管理するにあたり、次に掲げる事項に留意する。

- ① 関係する法令、条例等の遵守し、駐車場が平等に利用できること。
- ② 市民・観光客等の駐車場としての利用に供するための施設との設置目的に基づき、適正に管理すること。
- ③ 地域住民や利用者等の意見、要望を考慮し、適切に運営すること。
- ④ 効率的な管理・運営を行い、経費の節減に努めること。
- ⑤ 駐車場の管理に係る個人情報の保護を徹底すること。

3 施設の概要

- (1) 名称 篠山口駅西公営駐車場
- (2) 所在地 篠山市大沢二丁目14番地4
- (3) 敷地面積 5,379㎡
- (4) 収容台数 158台
- (5) 形態 平地自走式 機械ゲート式

4 駐車場の営業時間等

- (1) 営業時間 24時間
- (2) 休業日 年中無休

5 業務の内容

- (1) 駐車場の利用に関すること
 - ① 職員の雇用配置及び勤務形態は、駐車場の利用に関するに必要な人員を配置すること。
 - ② 職員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、業務の運営に支障がないように定めること。
 - ③ 職員に対し、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - ④ 夜間対策、緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し職員の指導を行うこと。
 - ⑤ 業務を行う職員は、次の事項に留意すること。
 - ・利用者には親切丁寧に対応すること。
 - ・駐車場内における紛争の防止と利用率を高めるよう努めること。
 - ・随時駐車場内を巡回し、不正駐車防止に努めること。

- ⑥ 駐車の拒否、退去に関すること。
- ⑦ 利用者に対するサービス及び苦情処理を適切に行うこと。
- ⑧ 駐車車両の記録、統計の保管を適切に行うこと。
- ⑨ 自動車の保管に関して最大限の注意を払うこと。

(2) 駐車場の維持管理に関すること

- ① 駐車場内は常に清掃に努め清潔に保つこと。また、駐車場内植栽の剪定について年1回以上実施すること。
- ② 管理機器類を正常な状態で維持管理するため、月1回定期点検を行うこと。
- ③ 駐車場内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等災害の発生を防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るため保安管理を適切に行うこと。
- ④ 本業務に係る光熱費、電話回線使用等一切の経費は指定管理者の負担とする。
- ⑤ 本業務に必要な消耗品等は、全て指定管理者が調達、負担すること。
- ⑥ 機器等の修繕・更新はリスク分担表による。
- ⑦ 損害賠償保険に加入のこと。

(3) 利用料金の収受に関すること

- ① 利用料金は、篠山口駅西公営駐車場条例第8条の規定による金額を上限とする。
- ② 指定管理者は、現金の管理を適切に行うこと。
- ③ 指定管理者は、定期駐車券の管理を適正に行うこと。

6 事業報告書等に関する事項

- (1) 指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。
- (2) 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に報告しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - ① 管理業務の実施状況及び利用状況
 - ② 利用に係る料金の収入の実績
 - ③ 管理にかかる経費の支出状況
 - ④ その他管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項
- (3) 指定管理者は、毎月、利用状況、業務日報及び収入実績に基づく事業報告書を作成し、市長に報告すること。
- (4) 指定管理者は、業務日報を5年間保管し、求めがあった場合は提出すること。
- (5) 市長は、管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行う。

7 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の運営管理に係る各種規定、要綱、マニュアル等を作成する場合は、市と協議すること。
- (3) 施設の管理業務の遂行にあたっては、関係機関との良好な関係を維持するとともに、必要に応じ連絡調整を行うこと。
- (4) 指定管理者は、施設管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- (5) 指定管理者は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。
- (6) 次の業務は第三者に委託することはできない。
 - ① 施設の使用許可、許可の取消に係る業務
 - ② 関係機関との調整業務
 - ③ 災害又は緊急時の対応業務上記以外の業務を第三者に委託する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。
- (7) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び丹波篠山市個人情報保護法施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければならない。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の漏えい等の行為は、同条例に基づく罰則が適用される場合がある。

8 その他

- (1) 引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間の満了までに、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等を作成し、新たな指定管理者との間で、速やかに業務引継ぎを行うこと。
- (2) 市と指定管理者は、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項が生じた場合は、誠意を持って協議することとする。
- (3) 責任リスク分担については、別紙リスク責任分担表のとおりとする。

別紙 リスク責任分担表

項目		指定管理者	篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	(案件により対応)
管理物件の修繕・更新			○
管理物件の修繕・更新	1件10万円未満	○	
	1件10万円以上		○
不可抗力(市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、設備の修復による経費の増加		(市への報告・応急対策)	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険(指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険)		○	
施設保険(火災・建物共済等)			○
事業終了時の費用(指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用)		○	